

鳥取大学附属中学校学校評議員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学附属学校の職員会議及び学校評議員に関する規則（平成16年鳥取大学規則第33号）第4条の規定に基づき、鳥取大学附属中学校に置く学校評議員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学校評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学校評議員に欠員が生じた場合の後任の学校評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学校評議員は、非常勤とする。

(職務)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に係る次の事項について意見を述べるものとする。

- 一 学校の教育目標及び教育計画に関する事項
- 二 教育活動の実施に関する事項
- 三 学校と家庭及び地域社会との連携に関する事項
- 四 その他学校運営に関する重要事項

(会議)

第4条 校長は、必要に応じて学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

(守秘義務)

第5条 学校評議員は、職務上知ることのできた秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(事務)

第6条 学校評議員に関する事務は、附属学校部事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第12号）

- 1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に鳥取大学教育地域科学部附属中学校学校評議員規程（平成13年鳥取大学教育地域科学部規則第23号）により任命された学校評議員は、この規程により任命された学校評議員とみなす。

附 則（平成18年鳥取大学附属学校部規則第7号）

この規程は、平成18年5月17日から施行し、改正後の鳥取大学附属中学校学校評議員規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。